

達第 4 号

生野区役所課長等専決規程（平成 24 年達第 36 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

大阪市長 横山 英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(<u>総務課長等専決事項</u>)</p> <p>第 3 条 <u>総務課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(14) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>2 区政推進担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること</u></p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p>(<u>安心まちづくり担当課長等専決事項</u>)</p> <p>第 4 条 <u>安心まちづくり担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>2 <u>教育支援担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第 6 条 保健福祉課長の専決事項は、次のと</p>	<p>(<u>企画総務課長等専決事項</u>)</p> <p>第 3 条 <u>企画総務課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(14) 同左]</p> <p><u>(15) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること</u></p> <p>2 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(1)</u> [同左]</p> <p>(<u>地域まちづくり課長等専決事項</u>)</p> <p>第 4 条 <u>地域まちづくり課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>2 <u>安心まちづくり担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第 6 条 [同左]</p>

<p>おりとする。</p> <p>[(1)~(11) 略]</p> <p>(12) 次に掲げる事務に関すること</p> <p>ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、同法第24条第1項の規定による保育の<u>実施</u>、<u>同条第3項の規定による調整及び要請並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関することを除く。</u>）及び同規則第2条第2項第3号に掲げる事務（同法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額の決定（同法第21条の6の規定による措置に要する費用に係るものに限る。）に関するものに限る。）</p> <p>[イ~オ 略]</p> <p><u>(13) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u></p> <p><u>(14)~(20)</u> [略]</p> <p>2 <u>子育て支援担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>[(1)~(11) 同左]</p> <p>(12) [同左]</p> <p>ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、同法第24条第1項の規定による保育の<u>実施並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関することを除く。</u>）</p> <p>[イ~オ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(13)~(19)</u> [同左]</p> <p>2 <u>子育て・地域福祉担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(生野区役所企画総務課)